別表一㈢の記載要領に次の一号を加える。

9　「所得税の額等（別表六㈠「６の③」＋「23の計」）　㈶」の欄の記載に当たつては、仮決算による中間申告により震災特例法第16条第２項の規定による還付を受けた法人が当該仮決算による中間申告に係る事業年度の確定申告をする場合には、別表六㈠「６の③」の内書の金額を「別表六㈠「６の③」」の金額から控除して計算すること。

別表一の一㈡の記載要領第１号中「別表五の二㈡付表一」を「別表六の二㈠」に改め、同第六号中「の規定」を「又は震災特例法第23条（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定」に改め、同第八号を同第九号とし、同第七号中「第81条の31第４項」の次に「又は震災特例法第23条第４項」を加え、「同条第７項の」を削り、同号を同第八号とし、同第六号の次に次の一号を加える。

7　「所得税額等の還付金額㈮」　㈯」の欄は、仮決算による連結中間申告をする場合において、震災特例法第24条第２項（仮決算の連結中間申告による所得税額の還付）の規定による還付を受けようとするときは、「㈮」の金額、「㈮」の金額又は各連結法人の別表七の二付表二の二「５の③」の金額の合計額のうち、いずれか少ない金額を記載すること。

別表一の一㈢の記載要領に次の一号を加える。

10　「所得税の額（別表六の二㈠「６の③」）　㈣」の欄は、仮決算による連結中間申告により震災特例法第24条第２項の規定による還付を受けた連結親法人が当該仮決算による連結中間申告に係る連結事業年度の連結確定申告をする場合には、別表六の二㈠「６の③」の内書の金額を「別表六の二㈠「６の③」」の金額（同条第４項の規定の適用がある場合には、同項に規定する所得税の額を加算した金額）から控除した金額を記載すること。

別表一の一㈣の記載要領第六号中「の規定」を「又は震災特例法第23条（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定」に改め、同第七号中「第81条の31第４項」の次に「又は震災特例法第23条第４項」を加え、「同条第７項の」を削る。

別表一の一㈢の記載要領第六号中「の規定」を「又は震災特例法第23条（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定」に改め、同第七号中「第81条の31第４項」の次に「又は震災特例法第23条第４項」を加え、「同条第７項の」を削り、同号を同第八号とし、同第六号の次に次の一号を加える。

7　「所得税額等の還付金額㈩」　㈭」の欄は、仮決算による連結中間申告をする場合において、震災特例法第24条第２項（仮決算の連結中間申告による所得税額の還付）の規定による還付を受けようとするときは、「㈯」の金額、「㈩」の金額又は各連結法人の別表七の二付表二の二「５の③」の金額の合計額のうち、いずれか少ない金額を記載すること。

別表一の一㈣の記載要領に次の一号を加える。

9　「所得税の額（別表六の二㈠「６の③」）　㈯」の欄は、仮決算による連結中間申告により震災特例法第24条第２項の規定による還付を受けた連結親法人が当該仮決算による連結中間申告に係る連結事業年度の連結確定申告をする場合には、別表六の二㈠「６の③」の内書の金額を「別表六の二㈠「６の③」」の金額（同条第４項の規定の適用がある場合には、同項に規定する所得税の額を加算した金額）から控除した金額を記載すること。

別表四の記載要領第七号を同第八号とし、同第六号の次に次の一号を加える。

7　震災特例法第15条第６項（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定の適用を受ける場合には、同項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額を「差引計（㉟から㊵までの計）　㊶」の「総額　①」及び「社外流出　③」の各欄の上段に外書として記載すること。この場合において、「所得金額又は欠損金額　㊹」の欄の記載に当たつては、その外書きした金額を加算して計算すること。

別表四の一の記載要領に次の一号を加える。

4　震災特例法第23条第６項（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定の適用を受ける場合には、同項の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入される金額を「仮計（㊹から㊻までの計）　㊼」の「総額　①」及び「社外流出　③」の各欄の上段に外書として記載すること。この場合において、「連結所得金額又は連結欠損金額　㊿」の欄の記載に当たつては、その外書きした金額を加算して計算すること。

別表四の一の二付表の記載要領第七号を同第八号とし、同第六号の次に次の一号を加える。

7　震災特例法第23条第６項（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定の適用を受ける場合には、各連結法人の別表七の二付表二の二「９」の金額を「仮計（㊹から㊻までの計）　㊼」の「総額　①」及び「社外流出　③」の各欄の上段に外書として記載すること。この場合において、「個別所得金額又は個別欠損金額　㊿」の欄の記載に当たつては、その外書きした金額を加算して計算すること。

別表六の一の記載要領第三号を同第四号とし、同第二号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

2　仮決算による中間申告により震災特例法第16条第２項（仮決算の中間申告による所得税額の還付）の規定による還付を受けた法人が当該仮決算による中間申告に係る事業年度の確定申告をする場合には、同項の規定による還付金の額に相当する金額を「計　⑹」の「②のうち控除を受ける所得税額　③」の欄の上段に内書として記載すること。

別表六の二㈣の記載要領第一号中「平成23年３月31日」を「平成23年６月30日」に、「平成23年４月１日」を「平成23年７月１日」に改め、同第三号中「平成23年４月１日」を「平成23年７月１日」に改める。

別表六の二㈥の記載要領第一号中「平成23年３月31日」を「平成23年６月30日」に、「平成23年４月１日」を「平成23年７月１日」に改め、同第三号中「平成23年４月１日」を「平成23年７月１日」に改める。

別表六の二の一㈡の記載要領第一号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

2　仮決算による連結中間申告により震災特例法第24条第２項（仮決算の連結中間申告による所得税額の還付）の規定による還付を受けた連結親法人が当該仮決算による連結中間申告に係る連結事業年度の連結確定申告をする場合には、同項の規定による還付金の額に相当する金額を「計　⑹」の「②のうち控除を受ける所得税額　③」の欄の上段に内書として記載すること。

別表六の二の一㈢の記載要領第一号中「平成23年３月31日」を「平成23年６月30日」に、「平成23年４月１日」を「平成23年７月１日」に改め、同第三号中「平成23年４月１日」を「平成23年７月１日」に改める。

別表六の二の一㈣の記載要領第一号中「平成23年３月31日」を「平成23年６月30日」に、「平成23年４月１日」を「平成23年７月１日」に改め、同第三号中「平成23年４月１日」を「平成23年７月１日」に改める。